# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 く飲食店向け>

(第6·7期:7月12日~8月19日の要請分) 申請書類一式

•	中請要垻・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ.	1
•	セルフチェック表・・・・・・・・・・・・・・・・	Р.	24
•	兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書・・・・・	Р.	25
•	添付書類台紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р.	29
•	(添付書類⑪⑮) 協力金日額の計算シート・・・・・・・・・	Р.	33
•	(添付書類⑪) 飲食店営業許可証等に係る申出書 (該当者のみ)・・・	Р.	37
•	(添付書類個) 理由書 (該当者のみ) ・・・・・・・・・・・	Ρ.	38

兵 庫 県

# 【飲食店向け:7/12~8/19 要請分】

# 第6・7期 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申 請要項

< 申請受付期間: 令和3年8月30日(月)~令和3年9月30日(木)>

### 1 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、兵庫県が行った営業時間短縮の要請(以下「時短要請」といいます。)に応じてくださった店舗を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(以下「協力金」といいます。)を支給します。

(この協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。)

# 今回申請を受け付ける区域、期間、協力金の種別の整理表

店舗の所在地と期間により、適用される協力金の種別が、以下の通りとなります。

第7期協力金の早期支給を申請された方も、この申請を行って頂くことが必要です。

<u>早期支給を受けられた方の実際の支給額は、今回の申請額から早期支給分を差し引いた金</u>額となります。

期間区分	第6	5期	第7期		
店舗の所在市町/期間	7/12~ 7/31	8/1	8/2~ 8/15	8/16~ 8/19	
<区域①> 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、 猪名川町、明石市の店舗	協力	金 A	協力金C		
<b>&lt;区域②&gt;</b> 加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、 姫路市の店舗	協力金B	協力金A	協力	金C	
<区域③> 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神河町、市川町、福崎町、相生市、赤穂市、たつの市、宍栗市、太子町、上郡町、佐用町、丹波篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市の店舗	協力	金 B	協力金C		
<区域④> 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、 新温泉町の店舗	協力	金 B	協力金D		

<sup>\*</sup> 第6・7期から県の要請に応じ、時短営業を開始した店舗も、申請することができます。

**P.1** |

# (協力金A) 県による時短要請に対する協力金

対象区域	〈区域①〉の店舗、令和3年7月12日~8月1日 [21日間]
要請期間	〈区域②〉の店舗、令和3年8月1日[1日間]
対象施設	対象区域内の飲食店等、遊興施設、結婚式場のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗
要請内容	下記の①②をいずれも満たすこと。 ① 通常、午後8時30分から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時30分までに短縮すること ② 酒類の提供(利用者による酒類の店内への持ち込みを含む)は、午前11時から午後7時30分までとすること
支 給 額	令和元年又は令和2年7月の売上高又はその月からの売上高減少額に応じて (中小企業) 1日あたり2.5万円~7.5万円/店舗×時短営業日数 (大企業等) 1日あたり1千円~20万円/店舗×時短営業日数 <詳細は5ページ以降の「3申請額」をご確認ください>

# (協力金B) 県による時短要請に対する協力金

対象区域要請期間	<区域②>の店舗、令和3年7月12日~7月31日 [20日間] <区域③><区域④>の店舗、令和3年7月12日~8月1日 [21日間]
対象施設	対象区域内の飲食店等、遊興施設、結婚式場のうち、食品衛生法上の飲食店 営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗
要請内容	下記の①②をいずれも満たすこと。 ① 通常、午後9時30分から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時30分までに短縮すること ② 酒類の提供(利用者による酒類の店内への持ち込みを含む)は、午前11時から午後8時30分までとすること
支 給 額	1日あたり2万円/店舗×時短営業日数

# (協力金C) まん延防止等重点措置による時短要請に対する協力金

対象区域	〈区域①〉〈区域②〉の店舗 令和3年8月2日~8月19日 [18日間]
要請期間	〈区域③〉の店舗、令和3年8月16日~8月19日 [4日間]
対象施設	対象区域内の飲食店等、遊興施設、結婚式場のうち、食品衛生法上の飲食店 営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗
	下記の①②③をいずれも満たすこと。
	① 通常、午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営
要請内容	業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
	② 酒類の提供(利用者による酒類の店内への持ち込みを含む)を禁止すること
	③カラオケ設備の利用をとりやめること(カラオケボックス等を除く)
	令和元年又は令和2年7月の売上高又はその月からの売上高減少額に応じて
士公姑	(中小企業)1日あたり 3.5 万円~10 万円/店舗 × 時短営業日数
支 給 額	(大企業等)1日あたり1千円~20万円/店舗 × 時短営業日数
	<詳細は5ページ以降の「3申請額」をご確認ください>

#### (協力金D) 県による時短要請に対する協力金

対象区域要請期間	〈区域③〉の店舗 令和3年8月2日~8月15日 [14日間]〈区域④〉の店舗 令和3年8月2日~8月19日 [18日間]
対象施設	対象区域内の飲食店等、遊興施設、結婚式場のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗
要請内容	下記の①②③をいずれも満たすこと。 ① 通常、午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時までに短縮すること ② 酒類の提供(利用者による酒類の店内への持ち込みを含む)を、午前11時から午後8時までとすること。また、提供する場合は、一定の要件(*)を満たすこと。 ③ カラオケ設備の利用をとりやめること(カラオケボックス等を除く)
支 給 額	令和元年又は令和2年7月の売上高又はその月からの売上高減少額に応じて (中小企業) 1日あたり 2.5 万円~7.5 万円/店舗 × 時短営業日数 (大企業等) 1日あたり1千円~20 万円/店舗 × 時短営業日数 <詳細は5ページ以降の「3申請額」をご確認ください>

(\*) 「一定の要件」とは、「アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」、「入店制限(同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内)」を指します。

### 2 支給要件

- ・次の6つの要件をすべて満たす事業者の方が対象となります。
  - ① 対象区域内で、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している飲食店等、遊興施設又は結婚式場を運営する事業者であること。
    - ※1 主たる事務所が兵庫県外でも対象区域内に店舗があれば対象になります。 また、大企業も対象です。
    - ※2 地方自治法上の地方公共団体は対象外とします。 任意団体は、代表者を個人事業主として扱います。
    - ※3 テークアウトやデリバリー専門の飲食店、自動販売機、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食スペースを有さないキッチンカー等は対象外です。
    - ※4 ネットカフェ、漫画喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、時短要請の対象外であるため、協力金の対象外です。
  - ② 対象店舗が、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を時短要請への協力開始日より前に受け、営業の実態があること。

また、<u>当該許可の有効期限が、第7期における時短要請の期間(以下「要請期</u>間」といいます。)の最終日以降であること。

※1 「営業実態がある」とは、営業している状態にあることを言い、新型コロナウィルスの影響により令和3年1月頃から休業している場合も含みます。

- 「休業している場合」とは、営業に必要な設備等を備えており、いつでも営業を 再開(開始)できる状態にあることをいいます。
- ※2 最近新たに開店された店舗については、営業実態の確認を慎重に行うため、申請受付終了後1ヶ月間程度(概ね令和3年10月末まで)の期間における飲食部門の売上の確認や現地調査などを経て、協力金をお支払いすることがあります。
- ③ 通常の営業時間等と要請期間中の営業時間等が、以下の表の内容を満たすこと。また、8月2日以降(まん延防止等重点措置の適用後)は、営業時間を短縮していることや酒類を提供しないこと等を店舗やホームページ等で周知すること。

区分	通常の営業時間等 ※1	要請期間中の営業時間等
協力金A	午後8時30分から翌朝午前5時までの夜間時間帯に営業していること	午前5時から午後8時30分までの間に短縮 (休業を含む)し、かつ酒類提供(※2)は午 前11時から午後7時30分までの間に短縮 すること
協力金B	午後9時30分から翌朝午前5時までの夜間時間帯に営業していること	午前5時から午後9時30分までの間に短縮 (休業を含む)し、かつ酒類提供(※2)は午 前11時から午後8時30分までの間に短縮 すること
協力金C	午後8時から翌朝午前5時までの夜間時間帯に営業していること	下記の①と②のいずれにも該当すること ①午前5時から午後8時までの間に営業時間 を短縮すること(休業を含む)。 ②酒類提供(※2)及びカラオケ設備(カラオ ケボックス等を除く)の利用を取り止める こと
協力金D	午後9時から翌朝午前5時までの夜間時間帯に営業していること	以下の①②③のいずれにも該当すること ①午前5時から午後9時までの間に営業時間 を短縮すること(休業を含む)。 ②酒類提供(※2)は、午前11時から午後8時 までの間に短縮すること。酒類提供の場合 は、一定の要件(※3)を満たすこと。 ③カラオケ設備(カラオケボックス等を除 く)の利用を取り止めること。

- ※1 通常の営業時間とは、原則として<u>令和3年1月の時短要請より前の営業時間</u>をいいます。 <u>閉店時間とは、ラストオーダーではなく、店舗を閉店する時間をいいます。</u> <u>閉店時間が要請の時間を過ぎた場合は、支給対象外となります</u>ので、ご注意ください。
- ※2 利用者による酒類の店内持ち込みを含みます。
- ※3 「一定の要件」とは、「アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」、「入店制限(同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内)」を指します。

- ④ 兵庫県の時短要請に応じて、原則として、令和3年7月12日又は同年8月2日 から同年8月1日又は同年8月19日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営 業日に、継続して時短営業(本来営業予定だった日を休業する場合を含む)及び酒 類提供・カラオケ設備利用の取り止め等に協力したこと。
  - ※ 特別な事情で7月12日等から時短営業を開始できなかった場合、協力開始日から8月19日等までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力すれば、時短営業日数に応じて協力金を支給します。
- ⑤ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、酒類提供を行う店舗については、**別紙1「対策項目チェックリスト①」に基づき自己チェックを行っていること**。
  - ※1 各業種別ガイドライン(内閣官房HP)

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline\_20200527.pdf

※2 飲食事業者に対する営業時間短縮等の要請について(兵庫県HP) 「チェックリスト①」の様式をこのページからダウンロードできます。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai taisho.html



⑥ 申請者または申請者の代表者が、暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号) に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫 県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を 有する者に該当しないこと。

### 3 申請額

- 「協力金A」「協力金C」「協力金D」について、中小企業等に該当する方は、
  - 「(I) 売上高方式」か「(II) 売上高減少額方式」を選択できます。それ以外の方は「(II) 売上高減少額方式」のみとなります。
  - (注) 次ページのフローチャートで、ご自身が当てはまる区分をご確認ください。
- ★定休日や不定休による店休日は、協力金の対象となる時短営業日数に含みません。
- ・申請書には、要請に応じて時短営業された日を記載していただきます。
- ・通常時と要請期間中の定休日が異なる場合や、不定休で昨年同時期に休んだ店休日 と要請期間中の店休日数が異なる場合は理由書(添付書類®)を提出してください。
- ・第7期協力金の早期支給を受けられた方については、実際の支給額は、申請額から早期支給分を差し引いた金額となります。
- ・審査の結果により、申請金額から変更して、協力金を支給することがあります。

P.5 | 5

# 協力金計算方式(協力金A・協力金D)フローチャート

#### 中小企業者等に該当しますか? (①②のいずれかを満たすこと)

業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員数
小売業 (飲食業を含む)	5 千万円以下	50 人以下
サービス業 (カラオケ店・宿泊業等)	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他	3 億円以下	300 人以下

※会社以外の法人(NPO法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般 社団法人等)及び個人事業主は、従業員数の要件に該当すれば中小企業になります。

はい

申請する店舗の令和元年(2019年)又は令和2年(2020年)の7月(月別売上高が分からない場合は年間)の1日当たりの飲食部門の売上高(**消費税及び地方消費税を含みません**。以下同じ) (\*) が

(1 A.83,333 円以下 B.83,334 円~25 万円 C.25 万円超 (1 В え 売上高減少額による協力金の日額 =申請する店舗の1日当たりの飲食部門の売上高の減少額 (①令和元年又は令和2年7月分—②令和3年7月分)×0.4 ※千円未満切上げ ※上限は20万円又は(\*)の売上高×0.3(千円未満切上 げ) のいずれか低い額 有利な方を選択 [1] [2] [3] [3] 2.5 万円/日 売上高に応じて 売上高減少額に応じて 売上高減少額に応じ 2.6~7.5 万円/日 7.6~20 万円/日 て0.1~20万円/日 (I) 売上高方式 (Ⅱ) 売上高減少方式

#### ※提出書類について

【1】の申請者は、「協力金日額の計算シート」「売上帳簿等の写し」の提出は不要です。

【2】【3】の申請者は、「協力金日額の計算シート」「売上帳簿等の写し」を必ず提出してください。

# 協力金計算方式(協力金C)フローチャート

### 中小企業者等に該当しますか? (①②のいずれかを満たすこと)

業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員数
小売業 (飲食業を含む)	5 千万円以下	50 人以下
サービス業 (カラオケ店・宿泊業等)	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他	3 億円以下	300 人以下

※会社以外の法人(NPO法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般 社団法人等) 及び個人事業主は、従業員数の要件に該当すれば中小企業になります。

はい

申請する店舗の令和元年(2019年)又は令和2年(2020年)の7月(月別売 上高が分からない場合は年間)の1日当たりの飲食部門の売上高(消費税及び地 **方消費税を含みません。**以下同じ) (\*) が

(1

A.87,500 円以下 B.87,501 円~25 万円 C.25 万円超 (1 В え 売上高減少額による協力金の日額 =申請する店舗の1日当たりの飲食部門の売上高の減少額 (①令和元年又は令和2年7月分—②令和3年7月分)×0.4 ※千円未満切上げ ※上限は20万円 有利な方を選択 [5] [4] [6] [6] 3.5 万円/日 売上高に応じて 売上高減少額に応じて 売上高減少額に応じ 3.6~10万円/日 10.1~20万円/日 て0.1~20万円/日 (I) 売上高方式 (Ⅱ) 売上高減少方式

※提出書類について

前ページの協力金A又はDのフローチャートで、【2】又は【3】に当てはまる申請者は、 「協力金日額の計算シート」「売上帳簿等の写し」を必ず提出してください。

7

# <協力金申請額の計算式> (Ⅰ)売上高方式と(Ⅱ)売上高減少額方式

- ○県協力金ホームページに掲示している「補足資料」も参考にしてください。
- ○第7期協力金の早期支給を受けられた方については、実際の支給額は、申請額から早期支給分を差し引いた金額となります。申請額が早期支給分を下回った場合は、早期支給分の金額から申請額を差し引いた金額を県に返還して頂きます。

# (協力金A)・(協力金D) ※県による時短要請に対する協力金

# (I) 売上高方式【中小企業等に該当する場合のみ選択できます】

申請店舗の飲食部門の「令和元年又は令和2年の7月における1日あたりの売上高 (消費税及び地方消費税を除く) (※)」を基に、(a)又は(b)のいずれかの方法によ り協力金申請額を算出します。

- (※) 1日あたりの売上高=令和元年(又は令和2年)7月の売上高÷同月の営業日数
  - (a) 申請店舗の令和元年又は令和2年7月の1日当たりの飲食部門の売上高が 83,333円以下の場合
    - \*申請額 = 2万5千円/日 × 継続して時短要請に応じた日数
  - (b) 申請店舗の令和元年又は令和2年7月の1日当たりの飲食部門の売上高が83,334円以上の場合
  - \*申請額 = <u>(1日あたりの売上高×0.3)</u>※×継続して時短要請に応じた日数 □→ ※千円未満切り上げ、上限7万5千円

# (Ⅱ)売上高減少額方式 【大企業と、希望する中小企業等が選択できます】

申請店舗の飲食部門の「令和元年又は令和2年7月における1日当たりの売上高 (消費税及び地方消費税を除く)」から「令和3年7月における1日当たりの売上高 (消費税及び地方消費税を除く)」を引いた、1日あたりの売上高減少額(※)を基 に、算出します。

(※) 1日あたりの売上高減少額=令和元年(又は令和2年)7月の売上高÷同月の営業日数 — 令和3年7月の売上高÷同月の営業日数

#### \*申請額

= (1日あたりの売上高減少額×0.4) ※×継続して時短要請に応じた日数 →※千円未満切り上げ、上限は 20 万円 又は、令和元年若しくは令和 2 年 7月の1日あたりの飲食部門の売上高×0.3 (千円未満切上げ)の いずれか低い額

# (協力金C) ※まん延防止等重点措置に係る協力金

# (I) 売上高方式 【中小企業等に該当する場合のみ選択できます】

申請店舗の飲食部門の「令和元年又は令和2年の7月における1日あたりの売上高 (消費税及び地方消費税を除く) (※)」を基に、(a)又は(b)のいずれかの方法によ り協力金申請額を算出します。

#### (※) 1日あたりの売上高=令和元年(又は令和2年)7月の売上高÷同月の営業日数

- (a) 申請店舗の令和元年又は令和2年の7月の1日当たりの飲食部門の売上高が 8.75万円以下の場合
- \*申請額 = 3.5万円/日×継続して時短要請に応じた日数
- (b) 申請店舗の令和元年又は令和2年の7月の1日当たりの飲食部門の売上高が 8.75万円超の場合
  - \*申請額 = (1日あたりの売上高×0.4) ※×継続して時短要請に応じた日数

─→ ※千円未満切上げ、上限 10 万円

# (Ⅱ) 売上高減少額方式 【大企業と、希望する中小企業等が選択できます】

申請店舗の飲食部門の「令和元年又は令和2年7月における1日当たりの売上高 (消費税及び地方消費税を除く)」から「令和3年7月における1日当たりの売上高 (消費税及び地方消費税を除く)」を引いた、1日あたりの売上高減少額(※)を基 に、算出します。

(※) 1日あたりの売上高減少額=令和元年(又は令和2年)7月の売上高÷同月の営業日数 - 令和3年7月の売上高÷同月の営業日数

P.9 |

### 注意事項

- (ア) ここでの売上高には、**テイクアウト、物販、仕出し等の売上を省く**とともに、 **消費税及び地方消費税を含めないでください。**
- (イ) 中小企業と大企業の範囲

原則として、中小企業基本法上の中小企業者とします。

下表の業種に応じて、資本金等の額又は常時使用する従業員数(\*1)のいずれかの要件に該当すれば中小企業、該当しなければ大企業になります。

みなし大企業(\*2)は中小企業には該当せず、大企業になります。

会社以外の法人(人格なき社団等を含みます)及び個人事業主は、下表の業種に応じて、常時使用する従業員数の要件に該当すれば中小企業となり、該当しなければ大企業となります。

#### <中小企業の範囲>

業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員数
小売業 (飲食業を含む)	5 千万円以下	50 人以下
サービス業 (カラオケ店・宿泊業等)	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下
その他	3億円以下	300 人以下

- (\*1)「常時使用する従業員」とは、日々雇い入れられる者や2カ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に四ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員をいいます。従業員数は、申請時点の人数とします。
- (\*2)「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する中小企業をいいます。

発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している法人 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が有している法人 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

- (ウ) 中小企業は【(I)売上高方式】又は【(II)売上高減少額方式】のいずれかの方式を選択できます。大企業は【(II)売上高減少額方式】のみとなります。
- (エ) 令和元年又は令和2年のいずれの年の売上を用いるかは、申請者が選択することができます。

# (Ⅰ)売上高方式について

(オ)「7月の一日当たりの飲食部門の売上高」

以下の計算式により算定してください。1円未満の端数は切り上げてください。

#### 「7月の売上高」÷「7月の営業日数」

※「営業日数」は、7月の総日数31日から、この期間における定休日等の店休日数を 控除して算出します。

- ※ 営業日数や店休日数等は売上帳簿等でご確認ください。帳簿等で確認ができない時は1カ月間の営業日数を26日と見なして、計算してください。
- ※売上高の計算を行う際は、(添付書類⑪) 「協力金日額の計算シート」に必要事項を記載して計算してください。同シートを提出していただく場合があります。

#### (カ) 令和2年8月以降に新規開店した店舗に関する特例

#### |(a) 当期協力金の申請時点で、令和2年(度)分の確定申告を行った場合|

確定申告書に記載している令和2年(度)分の売上高を、開店日から令和2年12月31日又は当該事業年度の末日までの間の営業日数で割って、一日当たりの飲食部門の売上高を算定してください。この場合、この期間の営業日数を示す売上帳簿等を、申請書に添付して提出してください(添付書類(9)。

#### |(b) 上記(a)の方法で一日当たりの飲食部門の売上高を算定できない場合

原則として協力金日額は下限額を適用します。(日額2.5万円又は3.5万円)

ただし、開店日から要請期間の最終日までの間の任意の1 ヶ月間の売上高を、その任意の1 ヶ月間の営業日数で割って、一日当たり売上高を算定することもできます。この場合、その算出過程を記載した資料を提出してください(添付書類9)。この場合、令和2年8月以降に開店したことを示す資料(開店オープンのチラシ等)と、その任意の1 ヶ月間の売上高及び営業日数を示す売上帳簿等を、申請書に添付して提出してください。

- ※ここでいう「開店」とは、不特定多数のお客に対して営業を始めることを言い、関係者や親族等のみを対象に行ったプレオープン等は「開店」には当たりません。
- 【例】令和3年2月1日にオープン。令和3年3月一ヶ月間(営業日数25日)の売上高が125万円だった場合
  - ⇒ 125 万円÷25 日=50,000 円を、その店の一日当たり売上高と見なします。

#### (キ) 一日当たりの売上高が基準金額以下の場合の取扱い

中小企業で、令和元年又は令和2年の7月の一日当たり飲食部門の売上高が83,333 円以下の場合、協力金A又は協力金Dの協力金日額が下限額2.5 万円となるため、売上高確認のための確定申告書類(法人事業概況説明書や青色決算申告書など)や売上帳簿等の写し、協力金日額の計算シートは提出不要です。

- \*ただし、これとは別に、営業実態を確認するための直近の確定申告書類(法人 税確定申告書別表一や確定申告書B第一表など)の写しの提出が必要です。
- (ク) 一日当たりの売上高が基準金額より多い場合の取扱い

中小企業で、令和元年又は令和2年7月の<u>一日当たり売上高が83,334円以上の場合</u>(協力金A又は協力金Dで協力金日額が2.5万円超となる場合)

#### (a) 各月の売上高を確認するための提出書類

下記の確定申告書類の写しと各月の売上帳簿を、申請に添付してください。

1 確定申告書 類の写し	(法人の場合) 法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書
	(個人の場合) 確定申告書B第一表、青色決算申告書、収支内訳書、住民税申告 書
2 各月の売上 帳簿の写し	試算表、売上台帳、出納帳等 <ul> <li>※審査をスムーズに進めるため、売上高の計算に使った金額には、下線を引く、目印(○など)を付けるなどしてください。</li> <li>※売上帳簿に必ず(添付書類⑪)「協力金日額の計算シート」の入力単位に合わせて売上高を集計し記入してください。</li> <li>1日単位の場合は、必ず1日ごとの売上高、1か月単位の場合は、月の売上高を必ず集計して記入して提出してください。年単位の場合も年間売上合計額を記入してください。</li> <li>飲食以外の売上が含まれる場合は、その売上を除いた売上高を入力単位ごとに集計し、帳簿に必ず記入してください。</li> </ul>

#### (b) 月別売上高が分からない場合

確定申告書類や売上帳簿からは各月の売上高を確認できない場合、確定申告書類の 年間売上高をその年の年間営業日数 (365(366)日から定休日等の店休日数を引いた日 数)で割って得られた値を、一日当たり売上高と見なします。(1円未満の端数は切り上げ) この場合、売上が0円でも、営業した日は年間営業日数に加えてください。 年間営業日数は、売上帳簿等でご確認ください。年間営業日数が分からない場合 は、312日と見なして、計算してください。

【例1】2019年の年間売上高が6,500万円であるが、各月の売上高が売上帳簿を見ても分からない場合(定休日・年末年始休みの店休日は年間40日の場合)

⇒6,500万円÷ (365-40) 日=20万円を、その店の一日当たり売上高と見なします。

#### |(c) 確定申告書類の売上高に、飲食部門以外の売上を含む場合 |

売上帳簿やレジの日計表、会計伝票などに基づき、飲食部門の売上を集計してください。会計伝票をまとめて記載している等、やむを得ない場合は、①法人事業概況説明書「12事業形態」欄における「兼業割合」を利用する、②令和2年8月以降の任意の月の月間売上高に占める飲食部門の比率を使って計算する、などの方法で算出してください。この場合、申請書にその計算式を記載した書類(添付)と根拠となる売上帳簿等の資料を添付してください(添付書類②)。

#### ◆飲食部門と物販部門がある事業者(両部門は別店舗)の場合

- 【例 2-1】令和元年分年間売上高 1 億円。法人事業概況説明書の「12 事業形態」欄に、 兼業割合として「飲食 60%」「物販 40%」の場合
  - ⇒ 飲食部門の年間売上高を、1億円×60%=6千万円と見なします。
- 【例 2-2】令和元年度売上高が 1 億円。飲食部門の比率は不明。令和 2 年 10 月の全体売上 高に占める飲食部門の売上高の比率が 20%の場合
  - ⇒ 飲食部門の年間売上高を、1億円×20%=2千万円と見なします。

#### (d) 確定申告書類の売上高が、複数店舗の合計売上高である場合

申請しようとする店舗の売上高を、売上帳簿やレジの日計表、会計伝票などに基づき集計してください。売上帳簿等を調べても分からない場合は、確定申告書類の売上高を店舗数で割って、申請店舗の年間売上高を算出し、それをその年の営業日数で割って、一日当たり売上高とすることもできます。この場合、その計算式を記載した書類と店舗数を示す書類の写しを提出してください(添付書類⑫)。

- 【例3】2019年の年間売上高は1億6千万円だが、飲食店を5店舗営んでいて各店舗の 売上高が売上帳簿を見ても分からない場合(定休日・年末年始休みの店休日は年間 45日の場合)
  - ⇒ 1億6千万円÷ 5店舗÷ (365-45) 日=10万円を、その店の一日当たり 売上高と見なします。

#### |(e) 合併・法人成り・事業承継に係る【(A)売上高方式】の特例 |

合併・法人成り・事業承継等により、令和3年7月と前年又は前々年の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合、過去の売上高を基準として、1日当たりの売上高を算定することができます。但し、継続性を確認するため、以下のような書類の提出が必要となります。

#### (合併の場合)

・発行3か月以内の履歴事項全部証明書の写し(合併年月日の確認のため)

#### (法人成りの場合(以下の全ての書類))

- ・法人設立届出書の写し(設立の形態の確認のため)※税務署の受付印があるもの
- ・個人事業主の廃業届の写し(廃業の事実確認のため)※税務署の受付印があるもの
- ・発行3か月以内の履歴事項全部証明書の写し(設立年月日の確認のため)

#### (事業承継の場合)

・開業届の写し(被承継人の確認のため)※税務署の受付印があるもの

#### (死亡による事業承継の場合)

・所得税の青色申告承認申請書(被相続人の氏名と申請者の一致確認のため)

P.13| <sub>13</sub>

※ <u>上記(a)から(e)までの売上高や営業日数、店休日数の算出に使用した「試算表」「レジの日計表」「会計伝票」等などの根拠資料は、後日、調査させていただく</u>場合がありますので、必ず保存しておいてください。

# (Ⅱ)売上高減少額方式について

#### (ケ)「7月の一日当たりの飲食部門の売上高」

令和3年7月の売上高を確認するため、(添付書類®) 「協力金日額の計算シート」 により月間売上を集計するとともに、売上帳簿の写しを提出してください。

- ・審査をスムーズに進めるため、<u>売上高の集計に使った金額には、下線を引く、目印</u> (○等)を付けるなどしてください。
- ・売上帳簿に必ず(添付書類⑮)「協力金日額の計算シート」の入力単位に合わせて 売上高を集計し記入してください。
- ・一日当たりの売上高を計算する際の「営業日数」は、実際に営業された日数とし、 定休日等の店休日数を含みません。
- ・提出前に、売上帳簿と協力金日額の計算シートに入力した金額が一致しているか、 ご確認ください。1日単位の場合は「1日ごとの売上高」、1か月単位の場合は「月 の売上高」を必ず集計し、記入のうえ、提出してください。
- ・飲食以外の売上が含まれる場合は、その売上を除いた売上高を入力単位ごとに集計 し、帳簿に必ず記入してください。

#### (コ) 令和2年8月以降に新規開店した店舗に関する特例

令和2年8月から令和3年6月までの間に新規開店された店舗については、11 ページの( $\hbar$ )の(a)又は(b)但し書きに記載の方法により、この期間における一日当たりの飲食部門の売上高を算出し、それから令和3年7月の一日当たりの飲食部門の売上高を控除して、売上高減少額を算定してください。

なお、このいずれかの方法により算定される場合は、その計算式を記載した書類と 関係する売上帳簿の写しを申請書に添付してください(添付書類®)。

- \*令和3年7月以降に新規開店された店舗については、売上高減少額の算出ができないため、この方式を利用することができません。
- ※ その他、一日当たりの売上高を算出する計算方法は、10~13ページの(オ)から(ク) までと同様とします。

#### ◆休業・時短営業日数の計算例

「○」の日のうち、網掛けが付いている日が協力金の対象です。

事例	列		休業・時短営業の内容												休業	休業・時短営業日数			
例:	1	営業	市の を開 5日	始し、	. —				-								3 4	4 日間	]
7/12	712 7/13 7/14 7/15 7/16 7/17 7/18 7/19 7/20 7/21 7/22 7/23 7/24 7/25 7/26 7/27											7/28	7/29	7/30	/30 7/31				
0	0	0	0	0	0	定	0	0	0	0	0	0	定	0	0	0	0	0	0
8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	
定	0	0	C	0	0	0	定	0	0	0	0	0	0	定	0	0	0	0	
_~_		U	0	0	0		~		)		•			~	0	•	0		
例:	2	短営再び	市の  業を     名月   4日	始め7 19 日	たが、	7月	21 日	と 2	2日7	は通常	営業	し、	7月2	23 日 2	から		2 4	1 日間	j
7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31
×	定	×	×	×	0	0	0	定	×	×	0	0	0	0	定	0	0	0	0
8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	
0	0	定	0	0	0	0	0	0	定	0	0	0	0	0	0	定	0	0	
例3 神戸市内の定食屋(通常の営業時間は20時30分まで、酒類・カラオケ設備の提供なし)。8月1日までは時短要請の対象外だったが、8月2日以降は営業時間を短縮し、20時閉店とした。(協力金の対象期間中、定休日2日間)										j									
7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31
×	×	×	×	×	×	定	×	×	×	×	×	×	定	×	×	×	×	×	×
8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	
定	0	0	0	0	0	0	定	0	0	0	0	0	0	定	0	0	0	0	

### ■ご注意

- ➤ 各期協力金の支給は、対象となる1施設(店舗)につき1回限りです。法人と個人 事業主を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。 あわせて、<u>兵庫県が行う大規模施設等に対する休業要請等の協力金と重複して申請</u> することもできません。
- ▶ 実態により、複数の営業許可を有する施設(店舗)を1施設(店舗)と判断する場合があります。
- ▶ この協力金の税務上の処理は、税理士又は最寄りの税務署にお問い合わせください。
- ▶ その他の注意事項は、県ホームページに「よくあるお問い合わせ」を掲示しておりますので、あわせてご確認ください。

#### 4 申請手続

#### ■申請受付期間:令和3年8月30日(月)~令和3年9月30日(木)

・電子申請:令和3年9月30日(木)23時59分までに申請を完了してください。

・郵 送: 令和3年9月30日(木)までの消印有効とします。

#### ■申請方法

電子申請または郵送のいずれかの方法で、申請書と添付書類を提出してください。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による提出はご遠慮ください。

#### (1) 電子申請の場合

- ・県ホームページからリンクしている、申請用ウェブサイトから申請してください。 県ホームページ: https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin7.html
- ・申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに受付完了 メールが届きます。



#### (2) 郵送の場合

- ・必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。 郵送する前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして、保管してください。
- ・<u>写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前(法人名、個人事業</u> <u>主名)や店舗名を余白や裏面に記載</u>してください。(添付書類台紙に貼付ける場合は除きます)
- ・申請書類の到着に関する電話でのお問い合わせには応じかねますので、ご了承く ださい。 (郵便追跡サービス等をご利用ください。)

(宛先) 〒650-8779

神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて <郵便番号と宛名だけで届きます(住所記入不要)>

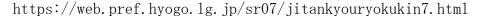
#### (3) 一人の申請者が複数の店舗について申請されるとき

電子申請	1店舗ごとに申請してください。
	※各申請に共通する項目(申請者の情報、振込希望口座など)については、申請受付完了メールに記載される申請内容を、項目ごとにコピーして貼り付けていく方式を採って、入力の手間を省力化できます。
紙申請	申請書の「4. 営業時間短縮を行った店舗の情報」以降の欄を、店舗ごとに作成して、添付書類とともに郵送してください。添付書類のうち、各店舗の写真などは、店舗ごとに「添付書類台紙」に貼って提出してください。 ※郵送で提出する場合は、(添付書類⑪・⑮)「協力金日額の計算シート」は、必ず CD-ROM などの電子媒体に Excel 形式のデータで保存してください。ファイル名は、「申請者名(法人名又は、個人事業主名」店舗名称)」で作成してください。

#### ■申請に必要な書類の入手方法

(1) ウェブサイトからダウンロード

県のホームページからダウンロードできます。





(2) 県内の市町、県民局・県民センター、商工会・商工会議所等でも申請様式を配付します。 (配付場所は決まり次第、県ホームページでお知らせします)

#### ■申請書類と添付書類

提出いただいた申請書類等は、原則として返却しません。

- (1) 申請書
- (2)添付書類

複数店舗で申請される場合、次の④~⑩の書類は、店舗ごとに提出してください。添付書類のうち写真等は「添付書類台紙」に貼り付けて提出してください。

### **<表1> 添付書類一覧(すべての申請者に提出いただくもの)**

- ※ <表1>のほか、必要に応じて <表2> <表3> <表4> に記載する書類の提出が必要です。
- ※ 第1期協力金から第5期協力金まで又は第7期協力金の早期支給を申請された 方で、**県に提出済の各書類に変更のない場合は、①・③・⑤・⑦・⑧の書類(★ のあるもの)の添付は不要**です。②の通帳の写しについては、直近の申請で登録した口座から変更がある場合に、添付してください。

書類名	説明・具体例
① 代表者の本人確認書類の写し (★)	法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、パスポート(住所欄含む)、健康保険証等の写しで、申請日時点で有効期限内のものを、いずれか一つ提出してください。 〈住所、氏名、生年月日が分かるもの〉 ※マイナンバーカードを提出される場合、マイナンバー(個人番号)部分がある裏面は不要です。
② 通帳の写し (★)	表紙と見開き1ページ目
直近の申請で登録した口座から変更がある場合は要提出です。	<インターネット銀行や通帳未発行の場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できるものの写真又はコピー>
③ 営業実態を確認できる資料	原則として、直近の確定申告書の写しとします。
(★)	(法人) 法人税確定申告書 別表一 の写し (個人) 確定申告書B 第一表 の写し いずれも、税務署受付印(税理士等の証明印でも 可)または電子申告の受信通知のあるもの。 税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影し た写真や、事業所得金額の証明を受けた納税証明 書(その2)※を提出することでも代用可能です。 ※「証明を受けようとする事項」の所得金額につい て、「事業所得金額の証明」に☑を入れて交付申請 してください。
	【確定申告書の写しを提出できない場合】 ・理由書(添付書類®)とともに、営業実績のある直近 3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳 簿等)を提出してください。
	【開業まもなく、確定申告を行っていない場合】 ・法人の場合は法人設立届出書の写し、個人の場合 は税務署への開業届の写しと、直近の月末締め経 理帳簿を提出してください。

④ 食品衛生法に基づく飲食店営	・営業許可日が時短要請への協力開始日より前であ
業許可証又は喫茶店営業許可証	り、有効期限が令和3年8月 19 日(第7期の最終
の写し	日)以降であることが必要です。
(自動販売機に係るものは対象	·要請期間中(令和3年7月 12 日~同年8月 19 日)
<b>外</b> )	に営業許可を更新された方は、要請期間に係る新
	<u>旧両方の許可証の写しを提出してください</u> 。
	・許可を受けた者と協力金申請者は、原則、同一で
	あることが必要です。異なる場合は、必ず申出書
	(添付書類⑪)を提出してください。
	※令和3年6月1日以降に菓子製造業の許可を受け
	た方で、その許可の範囲でイートインスペースを設
	けて飲料の提供を行っている場合は、菓子製造業
	の許可証の写しを提出してください。
	※所管官庁への申請情報等と照合します。
第1期から第5期までの協力	【第1期から第5期までの協力金又は第7期早期
金又は第7期早期支給の申請	支給を申請済で、当時の許可証と直近の許可証
に添付した営業許可証の写し	が異なる店舗のみ】
	・直近の許可証とあわせて、以前の協力金申請に
	添付された許可証の写しも、再度提出してくだ
	さい。
⑤ 通常の営業時間が分かる書類	店舗のホームページ・ショップカード・パンフレットの
(★)	写し、店内表示・看板の写真 など。
	┃※「通常の営業時間」とは、原則として令和3年1月の ┃
	時短要請より前の営業時間をいいます。
⑥ 店頭掲示又は店舗ホームペー	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、
⑥ 店頭掲示又は店舗ホームペー ジに掲示した時短営業の告知文	
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。 ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したも
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。 ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したもの又はスクリーンショットを印刷したものなどを提出
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時 間」が分かるもの)	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。 ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したも
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時間」が分かるもの) ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。 ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したもの又はスクリーンショットを印刷したものなどを提出
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時間」が分かるもの) ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗 の外観写真	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。 ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したもの又はスクリーンショットを印刷したものなどを提出してください。 屋号・店名を鮮明に写した写真を提出してください
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時間」が分かるもの) ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。 ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したもの又はスクリーンショットを印刷したものなどを提出してください。 屋号・店名を鮮明に写した写真を提出してください ※外観:外側からみた様子(お店の状態)がわかる写
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時間」が分かるもの) ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗 の外観写真	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したもの又はスクリーンショットを印刷したものなどを提出してください。 屋号・店名を鮮明に写した写真を提出してください ※外観:外側からみた様子(お店の状態)がわかる写真が必要です。告知文や看板のアップ写真は受け
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時間」が分かるもの) ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗 の外観写真 (★)	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したもの又はスクリーンショットを印刷したものなどを提出してください。 屋号・店名を鮮明に写した写真を提出してください ※外観:外側からみた様子(お店の状態)がわかる写真が必要です。告知文や看板のアップ写真は受け付けられず不備となります。
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時間」が分かるもの) ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗 の外観写真 (★)	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したものなどを提出してください。 屋号・店名を鮮明に写した写真を提出してください ※外観:外側からみた様子(お店の状態)がわかる写真が必要です。告知文や看板のアップ写真は受け付けられず不備となります。 飲食店であることが分かる、鮮明な写真を提出してく
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時間」が分かるもの) ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗 の外観写真 (★)	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したもの又はスクリーンショットを印刷したものなどを提出してください。 屋号・店名を鮮明に写した写真を提出してください ※外観:外側からみた様子(お店の状態)がわかる写真が必要です。告知文や看板のアップ写真は受け付けられず不備となります。 飲食店であることが分かる、鮮明な写真を提出してください。
ジに掲示した時短営業の告知文 の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時間」が分かるもの) ⑦ 屋号・店名が確認できる店舗 の外観写真 (★)	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、 文言が鮮明に写ったものを提出してください。ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したものなどを提出してください。 屋号・店名を鮮明に写した写真を提出してください ※外観:外側からみた様子(お店の状態)がわかる写真が必要です。告知文や看板のアップ写真は受け付けられず不備となります。 飲食店であることが分かる、鮮明な写真を提出してく

※ 添付資料のうち、写真(告知文の写しや店舗)の記名についての注意事項 <電子申請の場合>ファイル名を「申請者名」店舗名(通し番号)」としてくださ い。 (例: 「㈱ひょうごフーズ」居酒屋のじぎく三宮店①」)

P.19 19

<表2>売上高方式で、協力金A又は協力金Dの日額が2.6万円以上となる場合の追加添付書類一覧(中小企業等の店舗に限ります)

※協力金A又は協力金Dの日額が一律額 2.5 万円となる方は提出不要です。

書類名		説明•具体例						
⑨ 令和元年(2019年)又は令和2	区分	提出書類						
年(2020年)の7月を含む事業年	法人	「法人税確定申告書別表一」に加え、						
度の確定申告書類等の写し		「法人事業概況説明書」(申告者名と月別						
		売上高、兼業割合が記載されている部分)						
	個人	「所得税確定申告書B第一表」に加え、						
		「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又						
		は「住民税申告書」						
	<u>                                   </u>	署受付印(税理士等の証明印でも可)や電子						
		受信通知のあるものの写しに限ります。						
⑩ 令和元年(2019年)又は令和2		、売上台帳、出納帳などを提出してくだ						
年(2020年)の7月の売上帳簿等	さい。							
の写し	※上記(	⑨の確定申告書類等の写しとして令和2年7						
	月を含む事業年度のものを提出された場合は、令							
	和2年7月の売上帳簿等を提出してください。							
	※申請する店舗の飲食事業の売上が分かる帳簿等							
	を提出してください。その際、関係がある箇所に下							
	線を見	引く、目印を付けるなど、確認しやすくしてくだ						
	<u> </u>	~						
	※7月単	<b>単月の売上高が確認できない場合は、年間売</b>						
	上高	を基に1日当たりの売上高を算定し協力金を						
		できます。この場合、その年間売上高を証す						
	る売し	上帳簿等を提出してください。						
⑪ 協力金日額の計算シート	令和元:	年又は令和2年の7月の売上高の算定過程						
(売上高方式)	を明らた	かにするための書類です。						
		内容は、売上帳簿の内容や、申請書に記載						
		容と相違がないようにしてください。なお、消費						
	***************************************	方消費税を除いた金額で算出してください。 						
⑫ 一日当たりの売上高等の計算		申告書類の売上高に、飲食部門以外の売上						
書類と関連書類の写し		た場合> 計算式を記載した書類(様式自由)と根拠						
		計算式を記載した音類(株式自由)と根拠 る売上帳簿等の写し						
		申告書類の売上高が、複数店舗の合計売						
	上高	で、申請店舗の売上高が不明な場合>						
	その	計算式を記載した書類(様式自由)と店						
	舗数	を示す書類の写し						

20 P.:

<表3> 売上高減少額方式で協力金を申請される場合の追加添付書類 一覧(大企業及び希望する中小企業)

書類名		説明∙具体例
(3) 令和元年(2019年)又は令和2		
年 (2020 年) の 7 月を含む事業年	区分	提出書類
度の確定申告書類等の写し	法人	「法人税確定申告書別表一」に加え、
		「法人事業概況説明書」(申告者名と月別
	/EE 1	売上高、兼業割合が記載されている部分)
	個人 	「所得税確定申告書第一表」に加え、「青
		色申告決算書」又は「収支内訳書」又は
	<b>◇</b> 4H 3女 !	「住民税申告書」
		署受付印(税理士等の証明印でも可)や電子
(A) 今和二年(2010年)又什今和 2		受信通知のあるものの写しに限ります。
(4) 令和元年(2019年)又は令和2 年(2020年)の7月と、令和3年	武昇衣・	、売上台帳、出納帳などを提出してくだ   
(2021年)の7月2、〒和3年 (2021年)の7月0売上帳簿等		③の確定申告書類等の写しとして、令和2年
の写し	•	会む事業年度のものを提出された場合は、
0,40		2年7月の売上帳簿等を提出してください。
		する店舗の飲食事業の売上が分かる帳簿等
		出してください。その際、関係がある箇所に下
		引く、目印を付けるなど、確認しやすくしてくだ
	さい。	
		~ 丝月の売上高が確認できない場合は、年間売   -
		を基に1日当たりの売上高を算定し協力金を
	, ,	できますが、この場合、当該年間売上高を証
		た上帳簿等を提出してください。
   ⑤ 協力金日額の計算シート	会和 示	年又は令和2年の7月並びに令和3年7月の
(売上高減少額方式)		中文は中和2年の/月並のに中和3年/月の   の算定過程を明らかにするための書類です。
		内容は、売上帳簿の内容や、申請書に記載
		容と相違がないようにしてください。なお、消費
		方消費税を除いた金額で算出してください。
16 一日当たりの売上高等の計算		申告書類の売上高に、飲食部門以外の売上
書類と関連書類の写し		じ場合>
	その	  計算式を記載した書類(様式自由)と根拠
		る売上帳簿等の写し
		申告書類の売上高が、複数店舗の合計売
		で、申請店舗の売上高が不明な場合>
		- 1 HEAT BILL CAN DESCRIPTION 1 AND CAN DE LA
	その	計算式を記載した書類(様式自由)と店
	舗数	を示す書類の写し

#### 〈表4〉 その他該当する方のみが提出する必要がある追加添付書類一覧

書類名	説明・具体例
申請者と飲食店営業許可等を受けた名義人とが一致していない場合 ① 飲食店営業許可証等に係る申出書	飲食店営業許可証等に係る申出書(添付書類⑪)を 提出してください。 (※)申請者欄と許可を受けた者欄を、それぞれ自署 願います。電子申請の場合は、スキャンしてPD Fファイル化して提出してください。
何か申告事項がある場合 18理由書	確定申告書の写しを提出できない場合や、通常時と時短要請中の定休日や不定休による店休日数が異なる場合など、申告事項がある場合は、理由書(添付書類®)を提出してください。
	(※)申請者欄を自署願います。電子申請の場合は、 スキャンしてPDFファイル化して提出してください。
令和2年8月以降に新規開店した 店舗について申請される方のみ	様式は自由です。加えて、令和2年8月以降に 開店したことを示す資料(開店オープンのチラ シ等)と、該当期間又は選択した月の売上高及
⑲開店以来の売上高の計算書	び営業日数を示す売上帳簿等も添付してください。 (P11の(カ)の(a)又は(b)の根拠となる資料)

#### ■申請書の審査

- ・申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせや追加資料の提出をお 願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
  - その際、連絡が取れない場合や、期日までに事務局が指定した書類の提出がない場合には、申請を取下げたものとみなしますので、ご注意願います。
- ・提出された飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証について、**所管官庁への申請情 報等と照合します。**
- ・申請者が法人の場合は法人代表者、個人事業主の場合は個人事業主本人について、 兵庫県暴力団排除条例に基づき、暴力団員等に該当していないか、兵庫県警察本部 に照会します。
- ・必要に応じて、**店舗の現地調査をさせていただく**場合があります。その際は、対応 をよろしくお願いします。

・申請書の審査の結果、協力金の支給又は不支給が決定したときは、支給又は不支給 に関する通知を、申請者の所在地又は住所あて郵送又は電子メールによりお送りし ます。

#### ■協力金の支払い

- ・できるだけ早期の支給に努めますが、申請書に不備がある場合には、支給まで時間 を要する場合があります。
- ・協力金は、事務局から申請書において指定された金融機関の口座に振り込みます。 振込名義は「ヒョウゴケンジタンキョウリョクキン」とする予定です。 なお、協力金の支払いは、県から事務局(運営事業者)を通じて、行います。
- ・振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、法人名義の 口座に限ります。
- ・本協力金は、国及び県の負担により行っています。

#### ■個人情報・法人情報の利用

以下のことを、ご了承ください。下記以外の目的では、申請書類及び添付書類に記載された情報(以下「申請情報」といいます。)を使用しません。

- ・協力金の支給事務を処理するために必要な範囲で、兵庫県及び兵庫県から事務を委託された事業者が申請情報を利用します。
- ・申請の審査過程において、必要に応じ、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認の ために、保健所、警察署、税務署など関係官署に対して、申請情報を提供する場合 があります。
- ・兵庫県とともに協力金財源を負担する国に対しても、申請情報を提供します。
- ・保健所、警察署、税務署などの公的機関から、法令に基づき、申請情報の提供を求められた場合、それを提供する場合があります。

#### ■協力金の返還

協力金支給後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により協力金を受領した場合は、協力金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息(年10.95%の割合)が生じます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。 その場合、あわせて、事業者名の公表をすることがあります。

#### お問い合わせ

■兵庫県休業・時短協力金コールセンター

開設時間 午前9時から午後5時(月から金曜日(祝日を除く))

電話番号 078-361-2501

# 【第6·7期】兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書提出前のセルフチェック表

#### 協力金を早くお支払いできるよう、提出前にセルフチェックをしていただくようお願いします!

大項目	Ø	チェックポイント								
添付書類		①代表者の本人確認書類の写し(住所、氏名、生年月日が分かるもの)								
<添付漏れはありませんか?>		★②通帳の写し(表紙と見開き1ページ目)								
		★③直近の確定申告書の写し(開業間もなく確定申告を行っていない場合は、税務署への法人設立届 出書や開業届の写し)								
第1~5期協力金又は第7期		④食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し								
早期支給を申請された方で		★⑤通常の営業時間が分かる書類								
★の付いた書類に変更がない		⑥店頭掲示または店舗ホームページに掲示した時間短縮営業の告知文の写真又は写し								
場合は添付不要です。		★⑦屋号、店名が確認できる店舗の外観写真								
		★ ⑧店舗の内観写真								
		⑪・⑮【売上高方式・売上高減少額方式で計算される方】協力金日額の計算シート								
		⑲【該当者のみ】 飲食店営業許可証等に係る申出書								
		②【該当者のみ】 理由書								

#### 申請書は正しく記入されましたか?

大項目	Ø	チェックポイント
1 申請者の情報		所在地について、番地まで正しく入力している
		法人の場合、法人番号を正しく入力している
		個人の場合、所在地には、代表者の自宅住所を入力している (※店舗の住所でない)
2 振込希望口座		口座番号と口座名義を、正しく入力している
		口座名義を、カナで入力している
6 飲食店や喫茶店の営業許可		許可年月日を、正しく入力している (※誤って有効期限を入力されるケースが多発しています)
7 通常時および時短期間中の営業時間等		通常時の営業時間は、添付書類と一致している
		定休日は、添付書類と一致している
		時短要請中の営業時間は、添付書類と一致している
		時短要請中の定休日は通常時と一致している (※一致しない場合、理由書の提出が必要です)
添付書類		複数の店舗を申請される場合は、添付書類の④以降は、店舗ごとに提出する
		確定申告書は直近のものである
		通帳の写しは、「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義(カタカナ)」全てが写っている

#### <様式第1号>

申請日

令和

年

月

# 【第6期・第7期】兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書

第7期早期支給の申請の有無について☑を入れてください。

第7期早期支給を申請した

第7期早期支給 受付番号

兵庫県知事 様	受付番号	
	(※事務局使用欄)	

兵庫県からの営業時間短縮要請に基づき、以下のとおり、取り組みましたので、必要書類を添えて申請します。 記載事項及び添付書類の内容事項については、事実と相違ありません。

日

適用する計算方式	につし	ヽて☑を入れてくだる	さい。			<b>新 / 粉</b> 1 →	一州又和	を中間し	ゲー 受付番	号	0				
□ 売上高方式	t (計算シートなし) t (計算シートあり) D方式 (計算シートあり)					第7期早	期支給	を申請し	ていない						
□ 売上高減少	方式	(計算シートあり)													
1. 申請者の	情報	※第1期から	第5其	までの申請	をさ	れている場	合も、下	記全で	こ記載して	ください	۱,				
所在地	₹	_													
[法人]主たる事務所 の所在地															
[個人事業主]代表者 の自宅住所															
フリガナ	ナ 法人番号(数字13桁)※法人の方のみ														
ナータワけ															
法人名又は屋号・店名															
資本金の額又は			円	常時使	用する	5		人				] 飲1	食業含	む小売	業
出資の総額				従業	員数				業科			コサ	ービ	ス業	
					ı ı	□請区分		小企業等 人事業主含む)	(該当するも を)	の一つに		] 卸	売業		
URL						*れかに <b>☑</b> を)	口大	企業				コ そ	の他		
フリガナ							フリ	ガナ							
[法人] 代表者役職·氏名 [個人事業主] 代表者氏名							(該当者 代表者	音のみ) i通称名							
代表者住所	=	-							(元号)	f	七表者	者性別			
※法人の方のみ			!		l	火 代表者 生年月日									
₹/ <b>Д</b> 人の7]のか											年		月		日
申請する店舗数	店舗														
(本件の連絡を	先)	※日中に連絡の	取れ	る連絡先を	記入	してくだ	さい。								
部署名						:	役職名								
フリガナ						Ę	話番号								
担当者氏名						メー	ルアドレ	·ス							
2. 振込希望	口座	※第1期から	第5期	までの申請	をされ	ている場合	}も、下	記全てに	記載してく	(ださし	١,				
金融機関名						本・支店	名								
金融機関コー (4桁)	F			支店コード (3 桁)			預金	:種別	□ 1:普			2 : i		きい	.)
口座番号						ゆうちょ銀 口座番号等				融機関	から	の振i	 込用σ	)	
口座名義				1 1											
(カタカナ)															

#### 3. 誓約事項

兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を申請するにあたり、以下のことを誓約します。

/中央も陸国のスラータ佰日にエテックを入れてノゼキロ ※Aマにチェックがたい提合は古鈴されません。)

(	内谷を催記	忍のつえ	.、各垻日にチェ	ニックを入れてくたさい	。※全て	にチェックがな	い場合は支	〔給されません。)		
	① 令和34	年7月12	日以降の、兵庫県	よの営業時間短縮要請等を	遵守しまり	した。				
	② 令和3年8月2日以降、営業時間を短縮していることや酒類を提供しないこと、カラオケ設備の利用自粛することを									
	店舗や	店舗やホームページ等で周知しました。								
	③ 申請書	に記載し	た事項及び添付	書類について、事実と相違	ありません	ん。申請内容に虚	協が判明し	した場合は、		
	協力金	を全額返	遠還します。返還か	「遅れた場合には、県所定	の遅延利	息を支払います。	)			
	④ 食品衛	生法に基	いて、飲食店営業で	または喫茶店営業の許可を	取得して	おり、申請店舗に	こおいて営	業の実態があります。		
	⑤ 本協力	金を重複	夏して申請していま	ぜん。						
	⑥ 申請内	容につし	て、県等から問合	させ、現地調査、是正のため	かの措置を	を求められた場合	は、誠実に	ここれに応じます。		
	⑦ 協力金	の支給事	事務を処理するため	めに必要な範囲で、申請書	類及び添	付書類に記載さ	れた情報(	以下「申請情報」		
	といいき	ます)を兵	庫県及び兵庫県	から事務を委託された事業	き 者が利用	月することを承諾!	します。			
	また、暑	を   査上の	必要に応じ、県等	が営業許可の有無等の確	認のため	に、保健所、警察	マ、税務署な	ょど、関係官署に対し	て、	
	申請情	報を提供	はすることを承諾し	ます。						
	<u> </u>			申請情報を提供することを表						
	9 警察署	や税務署	署、保健所などの?	<b>宁政機関から、法令に基づ</b>	き、申請作	青報の提供を求め	かられた場合	合、提供すること		
	を承諾									
				県条例第35号)第2条第一					į	
	及び暴	力団排隊	徐条例施行規則(3	平成23年兵庫県公安委員	会規則第	2号)第2条各号	に掲げる者	新に該当しません。 		
※各期/				される方は、この項目」		(不明な場合は	空欄可)	て提出してください。	, <b>,</b> , ]	
第3	期の申請		 受付番号			①飲食店	,~@ <b>ഗ</b> +ຑ.	り速んでくたさい。		
第 4	期の申請		受付番号			②遊興施設(	(バー、スナ	ック、カラオケ店など)		
第 5	期の申請		 受付番号			③結婚式場				
4. 営	常業時間短	縮を行	rった店舗の情	·報 ※第1期から第	5期の申	請をされている場	合も、下記会	全てに記載してください	. /	
フ!	Jガナ						区分			
	h						(具体的な	提供品目等)		
店等	店舗名称									
所	所在地									
						電話番号				
	内容	口業	種別ガイドライ	ン等に基づく感染防止	の取組を	·行っています。				
※チェッ さい。	クしてくだ	口兵	庫県感染防止対	策宣言ポスターを店頭	または店	内に掲示して	います。			
山建士:	h=+7++0=++++++++++++++++++++++++++++++++									
中胡り	申請する <u>店舗の所在地に該当する区域について</u> 、①~④のいずれか☑を入れてください。									

	<b>〈区域①〉</b> 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、 宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市		<b>&lt;区域③&gt;</b> 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神河町、市川町、福崎町、相生市、赤穂市、たつの市、宍栗市、太子町、上郡町、佐用町、丹波篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市
	<b>&lt;区域②&gt;</b> 加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、姫路市		<b>〈区域④〉</b> 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町

#### 5. 飲食店や喫茶店の営業許可

※営業許可証の許可を受けた者と申請者が異なる場合は、必ず申出書(添付資料①)を提出してください。

※その他、営業許可に関することで、申告したいことがある場合は、理由書(添付資料®)を提出してください。

現在の許可番号		許可年月日	()67)			年		月	日			
※第5期から更新												

711717 27017	3 411 311 300 2021 - 0.21-0.31-0.13	11 зд 3000 од 1				
第5期申請時の 許可番号		第5期申請時の 許可年月日	(元号)	年	月	日

#### 6. 通常時および時短要請期間中の営業時間等

※「通常の営業時間」と「時短要請期間中の営業時間」の定休日や不定休による店休日数が異なる場合は理由書 (添付資料®)を提出してください。

[通常時]	<i>о,</i> с <i>и</i> с		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							
営業時間		時	分	~		時	分	定休日の 有無 (右のいずれ	※定休日ありの場合は定休日を、不定休の場合は昨年同時期に休んだ日数を記載してください。	
酒類提供時間 (提供している場合のみ)		時	分	~		時	分	かにチェックし	□ あり □ なし □ 不定休 曜日または日 日数	
[時短要請期間中										
			(区域①7/1					は3・④は該当		
	休業した場			_				クをしてくだ		
□ ② 時間	豆縮をした	:場合	終日位	木業と	時間短縮宮	業が湯	昆在している	る場合は両万チ	チェックしてください	
営業時間		時	分	~		時	分	定休日の 有無 (右のいずれか	※定休日ありの場合は定休日を、 <u>不定休の</u> 場合は要請期間中に休んだ日数を記載し てください。	
酒類提供時間 (提供している場合のみ)		時	分	~		時	分	にチェックして ください)	□ あり □ なし	
協力金B 県によ	る時短要請	期間(	(区域②7/1	2~7	/31 区域(	37/1	2~8/1	区域④7/12~	8/1 ※区域①は該当なし)	
	休業した場							クをしてくだ		
<u> </u>	豆縮をした		_	_		_		-	チェックしてください	
<u> </u>	<b>亜州山と 0 / 5</b>	· Ø 🗀	15.01		-11-17-2-111	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		I	※定休日ありの場合は定休日を、 <b>不定休の</b>	
営業時間		時	分	~		時	分	定休日の 有無 (右のいずれか	場合は要請期間中に休んだ日数を記載してください。	
酒類提供時間 (提供している場合のみ)		時	分	~		時	分	にチェックして ください)	□ あり □ なし □ 不定休 曜日または日 日数	
協力金C まん延	防止医毒物	<b>M</b> (5	☑域①8/2~	2/10	区域の2	/2~B	1/10 区域	@8/16~8/1	9 ※区域(4)は該当なし)	
	休業した場							,, -	当するものに口にチェックをして下さ	7
_			•	_						U
② 時間:	豆縮をした	場合	終日位	木業と	時間短縮営	業が沿	昆在している	る場合は両方チ	チェックしてください <b>アカル</b>	
営業時間		時	分	~		時	分	定休日の 有無	※定休日ありの場合は定休日を、不定休の 場合は要請期間中に休んだ日数を記載し てください。	
酒類の提供の有無	/和田南山 1 7	4+ 4 13 -		□ 4	りめていた	_=	々していない	(右のいずれか	□ あり □ なし □ 不定休	
/ 自規の徒供の有無	: (利用各による	けら込⊄	카 <b>금(</b> 단)		90) ( 61/2	ı,	~ C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	にチェックして ください)		
カラオケ設備提供の有	<b>f無</b> (カラオケ)	ボックス	ス等は☑不要)	□ *	らめていた	□元	々していない	(/200)	曜日または日日数	
協力金D 県によ	3.吐细草种	<b>49 ms</b> /	(反構②0./2	~9/	15 <b>17 14</b> (A)	2/2-		区域①・②は		
,,,,	休業した場	. —	_	_		_		クをしてくだ		
② 時間	豆縮をした	:場合	終日位	木業と	時間短縮営	業が測	昆在している	る場合は両方チ	-ェックしてください	
営業時間		時	分	~		時	分		※定休日ありの場合は定休日を、不定休の 場合は要請期間中に休んだ日数を記載し てください。	
	口やめてし	\ <i>t</i> =		口元	々していな	را دا		定休日の	□ あり □ なし □ 不定休	
酒類提供の有無			たすので提供	I == 3 3 5.			るとおい	有無	曜日または日日数	
(利用客による持ち込み	□ たの多	1十乙/四	ルーチので使用	I	7. (延六时间	1. U	LU) C (3 9)	(右のいずれか にチェックして		
含む)		時	分	~		時	分	ください)		
カラオケ設備提供の有	カラオケ設備提供の有無(カラオケボックス等は☑不要) □ やめていた □ 元々していない									

#### 7. 時短要請に応じた日数(休業した日を含む)

下記(1)から(4)までの期間において、時短要請に応じた日(休業した日を含む)に「〇」を、通常時の定休日及び不定休による店休日には「定」を、時短要請に応じなかった日に「 $\times$ 」を記入してください。

※ 時短営業日数は、申請要項5ページの「3 申請額」の記載をよく読んで、正しく申請してください。

							A 2-		<del>/                                    </del>		_									i
令和3年(2021年)7月																				
12	13		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
							令	和33	羊(2	0 2	1年	8 (	月							
1		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		16	17	18	19
日		月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	土	日		月	火	水	木
< 各期間での継続した時短営業日数 >																				
	(1)	7/12~	7/31		1 🗋			8/1	C *** 11/2	1,000	C-1,72		8/2~				(	4)8/1	6 <b>~</b> 8/1	9
(最大	:20日	)			(	最大 1	日)				(最:	大14E	1)			(	最大 4	日)		
				日					日						日					E

#### 8. 協力金の申請額 (第7期の早期支給を受給された方には、申請額から早期支給分を差し引いた額を支給します。)

店舗の所在地	協力金の計算							
<b>&lt;区域①&gt;</b>	協力金A (7/12~8/1)	7. (1) + (2) の時短営業日数(休業含む)						
神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、	協力金日額	円 × <b>時短営業日数</b> 日						
伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、	= 協力金額 a	<u>———</u>						
  猪名川町、明石市の店舗								
	協力金C (8/2~8/19)	7.(3)+(4)の時短営業日数(休業含む)						
	協力金日額	円 × <b>時短営業日数</b> 日						
	= 協力金額 c	円						
	申請額(a+	+c) 円						
<区域②>	協力金B (7/12~7/31)	7.(1)の時短営業日数(休業含む)						
加古川市、高砂市、稲美町、	協力金日額	円 × <b>時短営業日数</b> 日						
播磨町、姫路市の店舗	= 協力金額 b	円						
	協力金A (8/1)	7.(2)の時短営業日数(休業含む)						
	協力金日額	↑ 円 × <b>時短営業日数</b> 日						
	 = 協力金額 a	——————————————————————————————————————						
	協力金C (8/2~8/19)	7.(3)+(4)の時短営業日数(休業含む)						
	協力金日額	↑ 円 × <b>時短営業日数</b> 日						
	申請額(b+a+	+。) 円						
<区域③>	協力金B (7/12~8/1)	7. (1) + (2) の時短営業日数 (休業含む)						
西脇市、三木市、小野市、加西市、	協力金日額	門 × <b>時短営業日数</b> 日						
加東市、多可町、神河町、市川町、	= 協力金額 b	<u>————————————————————————————————————</u>						
福崎町、相生市、赤穂市、								
たつの市、宍粟市、太子町、	協力金D (8/2~8/15)	7. (3) の時短営業日数(休業含む)						
  上郡町、佐用町、丹波篠山市、	協力金日額	円 × <b>時短営業日数</b> 日						
丹波市、洲本市、南あわじ市、		円						
淡路市の店舗								
	協力金C (8/16~8/19)	7. (4)の時短営業日数(休業含む)						
	協力金日額	円 × 時短営業日数 日						
	= 協力金額 c	<u>————————————————————————————————————</u>						
	申請額(b+d+	+c) 円						
<b>&lt;区域④&gt;</b>	協力金B (7/12~8/1)	_7. (1) + (2) の時短営業日数(休業含む)						
豊岡市、養父市、朝来市、	協力金日額	円 × <b>時短営業日数</b> 日						
香美町、新温泉町の店舗	 = 協力金額 b	<u>—————————————————————————————————————</u>						
	協力金D (8/2~8/19)	7. (3) + (4) の時短営業日数(休業含む)						
	協力金日額	円 × 時短営業日数 日						
	 = 協力金額 d							
	申請額(b+	+ d) 円						

#### 【第6・7期】兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(飲食店向け)

# 添付書類台紙

申請者名:

書類紛失防止の為、A4より小さい添付書類はこちらの台紙に貼ってご提出ください。 複数店舗について申請される方は、④~⑨の書類は店舗ごとに提出してください。

		申請店舗名:
		<b>────────────────────────────────────</b>
		〜第5期協力金を申請された方で各書類に変更のない場合は、★印のある書類の添付は不要です 以外にも、売上帳簿の写し、営業許可に関する申出書、理由書などが必要な場合があります
	r ① r ② r ③	代表者の本人確認書類の写し(住所、氏名、生年月日が分かるもの) 通帳の写し(表紙と見開き2ページ目) 営業実態を確認できる資料 (直近の確定申告書の写し等。開業間もなく確定申告を行っていない場合は、税務署への法人設立届出書や開業届の写し)
	6 7	食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し 通常の営業時間が分かる書類 店頭掲示又は店舗ホームページに掲示した時間短縮営業の告知文の写真又は写し 屋号、店名が確認できる店舗の外観写真
□ 🖈	7 (8)	店舗の内観写真

① 代表者の本人確認書類の写し(住所、氏名、生年月日が分かるもの)

# 枠内に貼り付けてください。

法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード (表面のみ)、 運転免許証、パスポート (住所欄も含む)、健康保険証等の写しで、 申請日時点で有効期限内のものを、 いづれか一つ提出してください。

住所、氏名、生年月日が分かるものを添付してください。

※マイナンバーカードを提出される場合、マイナンバー (個人番号) 部分は 黒塗りにするなど見えないようにして、ご提出ください。 ② 通帳の写し (表紙と見開き2ページ目)

# 枠内に貼り付けてください。

表紙だけでなく、見開き2ページ目 (カナが確認できる書類) も添付してください。

※インターネット銀行や通帳未発行の場合は、金融機関名、支店名、 預金種別、口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できるものの写真又はコピー

⑤ 通常の営業時間が分かる書類

枠内に貼り付けてください。

店舗のホームページ・ショップカード・ パンフレットの写し、店内表示・看板の写真など ⑥ 店頭掲示または店舗ホームページに掲示した時短営業の告知文の写真又は写し

枠内に貼り付けてください。

写真の場合店頭等に掲示していることが分かり、かつ文言が鮮明に写ったものを提出してください。

⑦ 屋号、店名が確認できる店舗の外観写真

枠内に貼り付けてください。

屋号、店名を鮮明に写した写真を 提出してください。

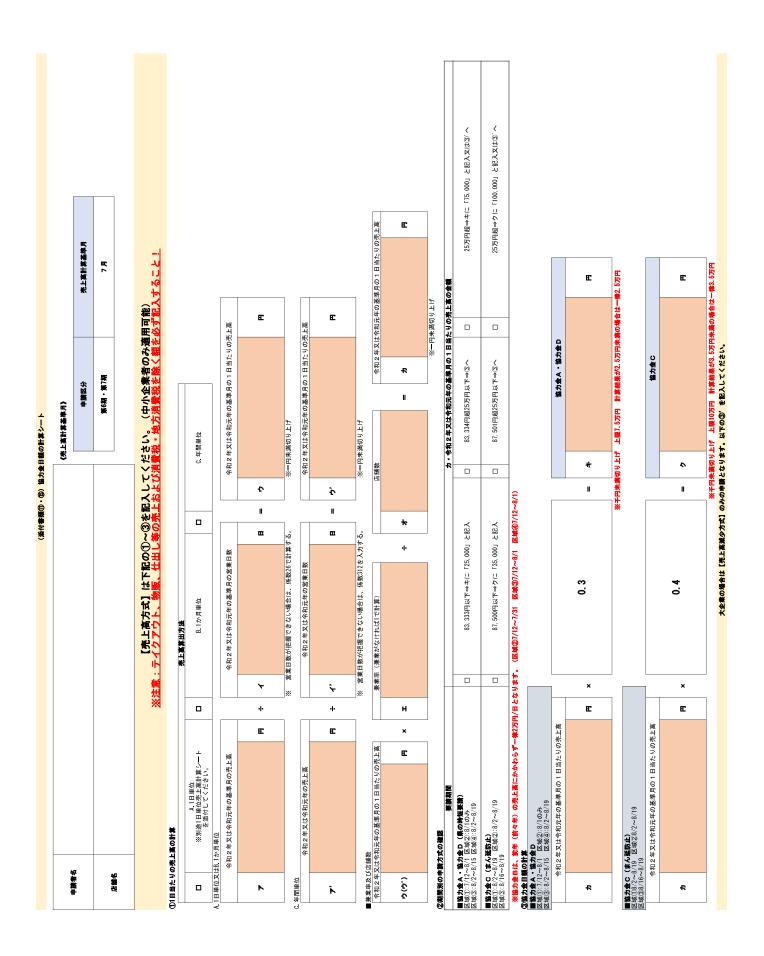
#### ⑧ 店舗の内観写真

枠内に貼り付けてください。

飲食店であることがわかる、 鮮明な写真を提出してください。

(2枚目の写真を提出される場合) 枠内に貼り付けてください。

> 飲食店であることがわかる、 鮮明な写真を提出してください。



③' 売上高減少方式の計算 ※注意:テイクアウト、物販、仕出し等の売上および消費税・地方消費税を除く額を必ず配入すること!

大企業又は令和2年又は今和元年の基準月の1日当たりの売上高の金額が25万円超の中小企業の場合こちらの方式での申請が可能です。

協力会A 協力会D ※千円未満切り上げ 上限20万円 **ネ・ノいずれか低いほうを入力してください。** ■絡力会A・協力会D(県の時短票群) 区域①:7/12~8/1 区域②:8/1のみ 区域③:8/2~8/15 区域④:8/2~8/19 ■協力会C(まん延防止) 区域①8/2~8/19 区域②8/2~8/19 区域③8/16~8/19 ※盤力金A・Dは、『令和元年若しくは今和2年7月の1日おたりの教会部門の売上高×0.3(千円未詳切上げ)』と比較して、いずわかほい観を選用しなければなりません。いずわか感い観を確認し、協力金日頼として中勝してください。 協力金日は、前年(前々年)の売上高にかかわらず一輪2万円/日となります。(区域②7/12~7/31 区域②7/12~8/1 区域②7/12~8/1) 令和2年又は令和元年の基準月の1日当たりの売上高 E < 令和3年基準月の1日当たりの売上高 ※一円未満切り上げ ※一円未満切り上げ Œ Œ E E 令和2年又は令和元年の基準月の1日当たりの売上高 令和2年又は令和元年の基準月の1日当たりの売上高 1日当たりの売上高減少額 令和3年基準月の1日当たりの売上高 ※一円未満切り上げ ij II II ※一円未満切り上げ ※一円未通切り上げ ※一円未満切り上げ 0. 年間単位 ĸ II 店舗数 店舗数 **7**. ĸ × II II II 売上雨×0.3 > + ※千円未満切り上げ 上限20万円 売上高を1日単位で算出する場合、1日単位売上計算シートについて令和元年又は2年分と令和3年分の2枚を提出してください。 ш ш ш 営業日数が把握できない場合は、係数26で計算する。 営業日数が把握できない場合は、係数312を入力する。 4. E ٠ŀ 令和2年又は令和元年の基準月の営業日数 令和2年又は令和元年の営業日数 令和3年基準月の営業日数 令和3年基準月の1日当たりの売上高 兼業率 (兼業がなければ1で計算) 兼業率 (兼業がなければ1で計算) B 1か月単位 B.1か月単位 売上高算出方法 II ■令和元年若しくは令和2年7月の1日あたりの飲食部門の売上高×0.3 (千円未満切上げ) 0.3 'n ş 3 先上高算出方法 ٠١٠ 4-4. 4 \_ ıı E Œ Œ × E × 令和2年又は令和元年の基準月の1日当たりの売上高 A 1日単位 ※別途1日単位売上高計算シートを 添付してください。 令和2年又は令和元年の基準月の1日当たりの売上高 令和2年又は令和元年の基準月の1日当たりの売上高 A.1日単位 ※別途1日単位売上高計算シートを 添付してください。 令和2年又は令和元年の基準月の売上高 令和2年又は令和元年の売上高 令和3年基準月の1日当たりの売上高 令和3年基準月の売上高 A 1日単位又はB 1か月単位 ■業率及び店舗数 事業率及び店舗数 (ス)と 0. 年間単位 4 + 44 + \* ÷

E

E

中欝舎の<u>協力会A・C・Dのそれぞれ</u>に、<u>キ・クの会框</u>もしくは、<mark>ネ・ハの会館</mark>を記入し、申欝額を計算してください。

#### ■1日単位売上高計算シート

申請者	名							
店舗名	<b>1</b>							
使用区分	Ø	令和2年又は令	和元年	の売上計算	7			
対象年度		令和元年		令和2年	_			
対象月	Ø	7月						

営業日だが売り上げが0円だった場合は、0を入力すること。営業日でない日付は空欄とする。

要請に応じて休業とした日については営業日でない日とする。

日付	売上
1日	
2日	
3日	
4日	
5日	
6日	
7日	
8日	
9日	
10日	
11日	
12日	
13日	
14日	
15日	
16日	
17日	
18日	
19日	
20日	
21日	
22日	
23日	
24日	
25日	
26日	
27日	
28日	
29日	
30日	
31日	
合計	

#### ■1日単位売上高計算シート (売上高減少方式で算出される場合はこちらのシートもご提出ください)

申請者名	
店舗名	

使用区分 🛛 令和3年の売上計算

対象年度 🗹 令和3年

対象月 🛛 7月

営業日だが売り上げが0円だった場合は、0を入力すること。営業日でない日付は空欄とする。

要請に応じて休業とした日については営業日でない日とする。

日付	売上
1日	
2日	
3日	
4日	
5日	
6日	
7日	
8日	
9日	
10日	
11日	
12日	
13日	
14日	
15日	
16日	
17日	
18日	
19日	
20日	
21日	
22日	
23日	
24日	
25日	
26日	
27日	
28日	
29日	
30日	
31日	
合計	

#### <添付書類⑪>

# 飲食店営業許可証等に係る申出書(第6.7期協力金)

兵庫県知事 様

【对象施設(店舗)の	)情報】				
所在地					
名 称					
		営業許可証の許可を受り 関由のとおりですので、			て、申請
【理由】					
	*	※ 事実関係を証する書類を	:添付し	てくださ	Z / ,°
【申請者 自署欄】		<記入日:令和	年	月	日>
本店所在地又は 代表者住所					
法人名又は屋号					
代表者名					
【許可証の許可を受	をけた者 自署欄】	<記入日:令和	年	月	日>
住所 (法人の場合は、本店所在地)					
氏名 (法人の場合は、法人名と代表者氏名)					
<b>電</b> 紅巫甲					

#### <添付書類18>

#### 理由書(第6.7期協力金)

兵庫県知事 様

【申請者	自署欄】	<記入日:令和 年 月 日>
本店所有	E地又は	
代表者住	所	
法人名又	は屋号	
代表者名		
(自署してく	ださい)	
□ 確定 しを披 □ 通常 □ その □	三申告書や 是出できな 常時と時短 )店休日が )他(以下	要請中の定休日や不定休で昨年同時期に休んだ店休日と時短要

※ 確定申告書が提出できない場合は、この理由書と共に営業実績のある直近3か 月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)を提出ください。